

(地方公共団体名)

申請日

年 月 日

文京区長

殿

## 【フラット35】地域連携型利用申請書

【フラット35】地域連携型を利用するため、「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の発行を申請します。

※太枠内をご記入ください。

申請者 （【フラット35】の お申込人）  ※【フラット35】 のお申込人が2 人の場合は、い ずれかの方がご 記入ください。	氏名	フリガナ .....
	住所	〒( ) ( ) ( )
	TEL	( ) ( ) - ( ) ( ) - ( ) ( )
	補助申請者 氏名	(【フラット35】のお申込人と補助事業の申請者が異なる場合のみ記載)
取得する住宅の所在地 (地名地番)		
補助事業名		文京区不燃化推進特定整備事業(建替え促進、危険建築物除却)

※内容を確認の上、該当箇所をチェックをご記入ください。

誓約事項	
<input type="checkbox"/>	【フラット35】地域連携型を利用するに当たって、上記補助事業の利用要件を満たしていることを誓約します。 現時点で合致していない要件につきましては、補助申請時には満たすことを誓約します。
提出書類(いずれかにチェック)	
<input type="checkbox"/>	本申請書提出時点で、補助申請書類を提出済みです。
<input type="checkbox"/>	本申請書提出時点では、補助申請書類を提出していないため、本申請書の提出と合わせて、補助対象であることを証明する資料(補助申請書類)を提出します。 ただし、現時点では提出(取得)できない書類については、補助申請時に提出します。
承諾事項	
<input type="checkbox"/>	次の①から④までの全ての事項について承諾します。
①	補助事業の対象とならない場合、【フラット35】地域連携型の利用ができないことがあること。
②	【フラット35】の要件に合致しない場合、【フラット35】地域連携型の利用ができないこと。
③	【フラット35】地域連携型を利用して取得する住宅の老朽建築物の建替え又は危険建築物の除却に係る助成金の額が10万円未満のとき、【フラット35】地域連携型の利用ができないこと。
④	本申請に関する情報(申請者及び補助申請者の情報を含む。)は、【フラット35】地域連携型及び補助事業の実施のために必要な範囲で文京区と住宅金融支援機構が共有すること。

(地方公共団体使用欄)

受付欄	
-----	--

申請者名

## 要件等確認チェックシート

〔フラット35〕地域連携型利用申請書・付表

補助事業名	文京区不燃化推進特定整備事業（建替え促進、危険建築物除却）
-------	-------------------------------

※内容を確認の上、太枠内にチェック・記入して、該当する書類を提出してください。

【フラット35】地域連携型を利用して取得する住宅の種類	<input type="checkbox"/> 新築住宅 <input type="checkbox"/> 中古住宅
-----------------------------	---

要件	提出書類等														
不燃化特区の区域内において老朽建築物の建替え又は危険建築物の除却を行う個人であること。	<input type="checkbox"/> 助成対象確認通知書(上記補助事業について文京区から交付決定を受けたもの)の写し														
【フラット35】地域連携型を利用して取得する住宅の建替え等に係る助成金の額が10万円以上であること。	<table><tr><td>確認通知書の発行日</td><td></td><td>年</td><td></td><td>月</td><td></td><td>日</td></tr><tr><td>確認通知書の発行番号</td><td colspan="6"></td></tr></table>	確認通知書の発行日		年		月		日	確認通知書の発行番号						
確認通知書の発行日		年		月		日									
確認通知書の発行番号															
申請者と補助申請者が異なるときは、次のいずれかに該当すること。															
補助申請者の親族(※1)が建替えを行うこと。	<input type="checkbox"/> 申請者と補助申請者とが親族関係にあることを証明する戸籍謄本等の書類(※2)														
補助申請者と除却前まで同居していた親族(※1)が住宅を取得すること。	<input type="checkbox"/> 次の1及び2の書類 1 申請者と補助申請者とが親族関係にあることを証明する戸籍謄本等の書類(※2) 2 申請者と補助申請者とが除却前まで同居していたことを証明する住民票等の書類(※2)														

※1 親族とは、配偶者、6親等以内の血族及び3親等以内の姻族をいう。

※2 戸籍謄本、住民票等の書類は、申請日前3か月以内に発行されたものに限る。

(書式適用日)令和4年4月1日